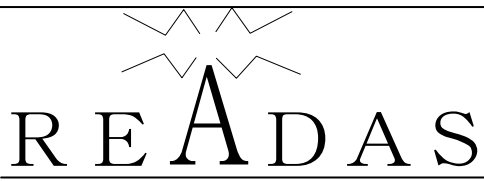


第 5606 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年12月6日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

損金算入できる飲食交際費の要件

Q：1人当たり5,000円以下の飲食費は、損金に算入できるそうですが、要件はないのですか？

A：もっぱら役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費は対象になりません。

【解説】

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（接待等）のために支出するものをいいますが、この交際費等には、飲食その他これに類する行為のために要する費用（もっぱら当該法人の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く）で、1人当たり5,000円以下のものについては、交際費等に含めなくてよいこととされています。

したがって、飲食接待費であっても、もっぱらその会社の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対するものについては、適用対象にはなりませんので、社内の者だけを対象とする飲食費、すなわち社内交際費については飲食接待費から除外しなければなりません。

なお、この場合において、もっぱらとはどの程度を指すかは、ケースバイケースですが、参加者のうち社外の者が1人だけというような場合で、得意先等の従業員を形式的に参加させていると認められるような場合は、社内飲食費として取り扱われ、この規定の対象にはならないとされるでしょう。

